

# 公務員法の欠格条項と 成年後見制度を考える集い

～障害のある人も、公務員として  
働くことができる社会に～



国家公務員法や地方公務員法には、被後見人や被保佐人は公務員として働く資格がないという欠格条項があります。大阪府吹田市では、知的障害のある職員が成年後見制度を利用した結果職を失い、裁判になっています。

一方、この欠格条項を撤廃する条例を制定した自治体もあります。

選挙権については、東京地裁で違憲判決が出され、国民の声が国政に届き、法律が改正されて、被後見人にも選挙権が認められるようになりました。

障害者権利条約が批准され、成年後見利用促進法や障害者差別解消法も成立した今、障害の有無に関わらず共に暮らし、働ける社会を実現するため、法律改正により公務員法の欠格条項をなくすことを目指します。

日時 2017年5月24日(水)  
午前11時30分～午後3時30分

会場 参議院議員会館 講堂(1階)

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1

参加料

無料

申し込み: 入館証発行の為、事前の申し込みをお願いします

オンライン申し込み <https://goo.gl/ciMi5A> からお申し込みください。

【申込締切り: 5月17日】(定員になり次第締め切らせていただきます)

当日、午前11時から議員会館1階ロビーで、入館証をお渡しします。

【※オンライン申し込みが出来ない場合は、裏面の連絡先へご連絡下さい。】

主催

- ・公務員法の欠格条項と成年後見制度を考える集い実行委員会
- ・特定非営利活動法人 DPI(障害者インターナショナル)日本会議
- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク

(共催) 一般社団法人 日本自閉症協会  
障害者欠格条項をなくす会

手話通訳  
要約筆記  
あり



# プログラム



## ◆国会議員からのご挨拶・ご報告

## ◆現場や専門家からの報告・メッセージ

・明石徹之さん(川崎市職員)

※知的障害がありながら、公務員として働いている

・明石洋子さん(社会福祉法人あおぞら共生会副理事長、一般社団法人川崎市自閉症協会 代表理事)

・臼井久実子さん(障害者欠格条項をなくす会事務局長)

・名児耶清吉さん(選挙権裁判原告の成年後見人)

・杉浦ひとみさん(弁護士・選挙権裁判弁護団)

・塩田和人さん(塩田訴訟原告)

※知的障害・自閉症という障害がある。大阪府吹田市で公務員として勤務していたが、成年後見制度利用により失職。現在、復職等を求めて裁判中

・竹中 勲さん(同志社大学法科大学院教授・憲法学)

・久保 厚子さん(全日本手をつなぐ育成会連合会会長)

・北岡 賢剛さん(全国地域生活支援ネットワーク顧問)

・兵庫県明石市からの報告

※明石市は地方公務員法の欠格条項に例外を設ける条例を制定

泉房穂さん(明石市長)

青木志帆さん(明石市福祉局福祉政策室障害者・高齢者支援担当課長)

【注】 当日の事情等により変更される場合があります。

昼食休憩はありません。昼食は済ませてからお越しください。

2017年5月24日(水)  
AM11:30~PM3:30

参議院議員会館  
会議室



(最寄駅)地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」1番出口よりすぐ  
地下鉄丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前駅」1番出口より徒歩5分

## 申込み お問い合わせ

●公務員法の欠格条項と成年後見制度を考える集い実行委員会 (担当)東 奈央(あずまなお)

住所: 〒530-0047 大阪市北区西天満5-9-5谷山ビル9階 つぐみ法律事務所

電話:06-6131-0345 / Fax:06-6131-0346 Eメールアドレス:nazuma@tgmlaw.net

●特定非営利活動法人DPI日本会議事務局 (担当)崔 栄繁(さい たかのり)

住所: 〒101-0054東京都千代田区神田錦町3-11-8武蔵野ビル5階

電話:03-5282-3730 / Fax:03-5282-0017 Eメールアドレス:sai@dpi-japan.org